

## 6

# 町内会・自治会の運営について

### (1) 事業計画の立て方

事業計画は町内会・自治会活動をどのように進め、自分たちのまちを住みよいものにしていくかを具体的に示すものです。また、活動の目的や内容を共有し、連帯して取り組むためにも必要なものです。そのため、事業計画の作成にあたって、できる限り多くの意見を取り入れ、多くの方が参加できる事業内容とし実施方法を工夫するなどの配慮が必要です。

#### 事業計画の立て方

①前年度の反省や実態を把握し、話し合いで取組事業を決定します。

②それぞれの事業目標を立てます。

③事業内容や活動方法、回数等の進め方を決めます。

④他の事業との調整を考えます。

⑤事業を実施するため予算を検討します。

⑥年間の事業計画、月別の事業計画を作ります。

### (2) 予算・決算

予算は事業計画に基づいて作成します。予算は会員の皆さんから集めた会費の使い道を示したもので、会員の理解を得られるように正確でわかりやすいものとし、決算は1年間の収支を明らかにするもので会計年度終了時には直ちに決算書を作成します。決算書に証拠書類や預金通帳などを添えて監査を受け総会に報告して承認を得ます。

## ア 予算科目

収入 会費が主要な財源ですが寄付金、助成金、集会所使用料などがあります。

科 目	内 容
会 費	会費収入
寄 付 金	寄付金収入
助 成 金	防犯灯などの助成金
集会所使用料	集会所の使用料など
雑 収 入	預金利息、資源物回収収益金など
繰 越 金	前年度からの繰越金

支出 総務費（運営全般）と事業費（各事業関係）に大きく分かります。

科 目	内 容		
総 務 費	会 議 費	総会、役員会などの会議費	
	通 信 運 搬 費	電話料金、郵便料金など	
	事 務 消 耗 品 費	文房具などの事務用消耗品	
	備 品 費	書庫、机、椅子など	
	印 刷 費	資料などの印刷代	
	助 成 金	老人クラブや子ども会などへの補助金	
	雑 費	その他の諸雑費	
	集会所	水道光熱費	水道・電気・ガス料金、冷暖房用の諸費用
		修 繕 費	維持管理費
		火災保険料	火災保険
事 業 費	防 犯 費	防犯灯維持管理費、防犯活動に要する経費	
	防 災 費	防火、防災などの活動に要する経費	
	交通安全対策費	交通安全対策活動に要する経費	
	体 育 振 興 費	運動会などの行事に要する経費	
	レクリエーション費	夏祭りなどの行事に要する経費	
	環 境 衛 生 費	環境美化、衛生活動に要する経費	
	福 祉 費	福祉活動に要する経費	
積 立 金	集会所の新設、増改築などに備える基金		
予 備 費			

- 予算は事業計画に基づき作成します。会員から集めた会費の使い道を示すので予算書は会員の納得が得られるように正確にわかりやすく作成します。
- 決算は1年間の収支を明らかにするため、会計年度終了後直ちに決算書を作成します。決算書に証拠書類などを添えて監査を受け総会に報告し承認を得ます。

## イ 会計の役割

会計は町内会・自治会活動に伴う収入・支出を管理し、帳簿に記録するとともに領収書などの証拠書類を整理・保管します。また、現金や預金通帳の管理なども行います。したがって、会計の仕事には正確性が求められます。期間は4月1日から翌年の3月31日までとしている町内会・自治会が多いようです。

## ウ 会計監査の役割

会計監査は予算や事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会に報告します。監査は会の目的に沿って事業が進められているかどうかを確認するためのものです。監査の中で不適切な会計処理の問題などがあれば、改善方法について口頭または文書により総会などで勧告することになります。

### 会計監査で注意する点

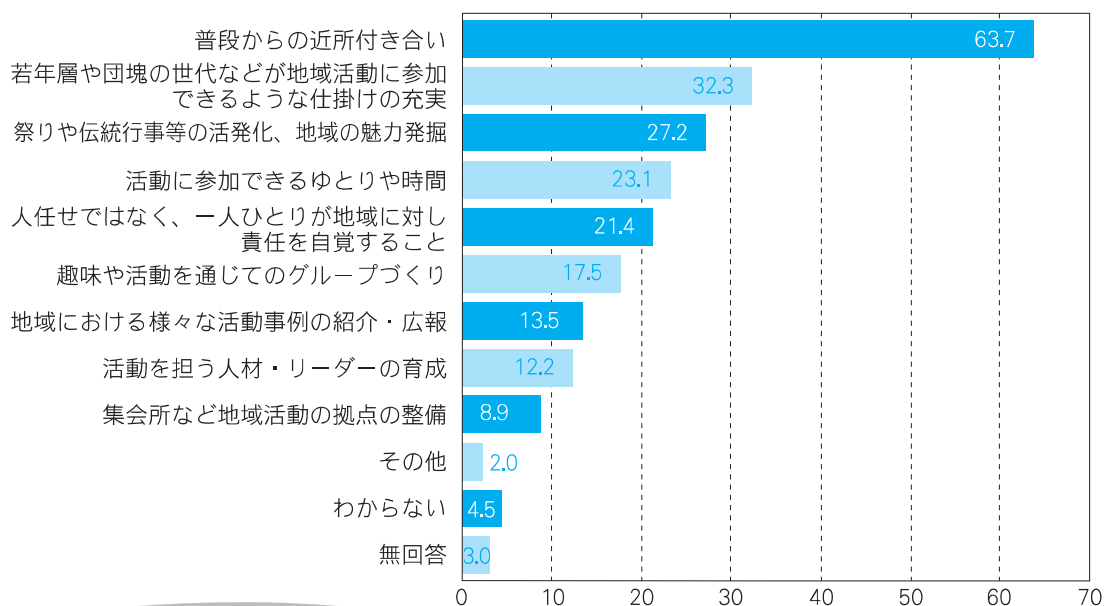
- 帳簿や決算書の金額と証拠書類の金額の一致
- 計算の誤りはないか？
- 証拠書類は全て揃っているか？
- 収入支出差引残高と通帳残額の一致？
- 切手等を購入時使用状況を記載した帳簿があるか、残枚数と帳簿と一致？
- 備品購入時年月日、名称、数量、単価、保管場所記載の台帳と現物があるか？
- 会館の土地建物登記書類の保管
- 積立金調書と定期預金調書・現金の一致

## ～かわさき市民アンケートから～② 地域の活動を活性化し、住民の連帯感を 生み出すのに大切なもの

○アンケートは平成 20 年 3 月にまとめたものです。

地域の活動を活性化し、住民の連帯感を生み出すのに大切なものは？

◎「普段からの近所付き合い」が 63.7% で最も多い



地域の活動を活性化し、住民の連帯感を生み出すために大切だと思うことを聞きました。「普段からの近所付き合い」(63.7%)が最も高く、男女問わず年齢が高くなるにつれ、この割合が多くなる傾向になっています。

### (3) 町内会・自治会会館と税金

**登録免許税**…新築・購入し所有権の保存登記をするとき、または名義人の変更登記をするときには登録免許税がかかります。税額は登録する不動産の価格（固定資産税評価額）に税率をかけた額で登録申請の際に納付することになります。

**不動産取得税**…新築・購入したとき、または名義人の変更をしたときは不動産取得税がかかります。税額は取得した不動産の価格（固定資産税評価額）に一定の税率をかけた額ですが、申請により減免される場合があります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

**固定資産税・都市計画税**…毎年1月1日現在で会館またはその土地を所有している人（登記名義人）に固定資産税・都市計画税がかかります。しかし町内会・自治会会館の場合は申請により減免される場合があります。マンションの集会室も減免される場合があります。詳しくは各区資産税課にご相談下さい。

#### ○町内会館管理規則例

##### ○○町内会館管理規則

- 1 ○○町内会館（以下「会館」という。）の使用については、この規則の定めるところによる。
- 2 会館を使用するときは、所定の使用申込書に必要事項を記入し、使用する○日前までに町内会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 会館の使用できる部屋、時間などについては別に定める。
- 4 会館使用を優先する場合及びその優先順位については次のとおりとする。
  - (1) 非常災害などにより、被災者が一時的に会館を使用する場合
  - (2) 町内会が主要行事及び会議のために使用する場合
  - (3) 町内会員等が葬儀のために使用する場合
  - (4) 町内会の各部が業務運営又は諸活動のために使用する場合
  - (5) 公的機関などが公共的目的で使用する場合
  - (6) その他、公共的活動などで町内会長が特に認めた場合
- 5 会館の使用料については別に定める。
- 6 非常災害及び町内会が緊急に使用する必要が生じた場合は、既に承認を得ている団体の使用を延期又は取り消す場合がある。
- 7 町内会以外の活動及び営利を目的とする者の会館使用については別に定める。
- 8 会館の使用目的及び使用人員などによっては、使用する部屋を指定又は会館の使用を認めない場合がある。
- 9 会館を使用する場合は、別途「使用上の注意事項」を守り、また、管理責任者の指示に従うこととする。
- 10 会館使用後は、使用責任者が指示し、器具備品などの整備、火気の点検、清掃などを行うこととする。
- 11 会館備え付けの器材備品等の貸出、または機器使用に関する使用料等については別に定める。
- 12 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町内会長が定める。
- 13 この規則は、平成○年○月○日から施行する。

##### ○○町内会館の使用できる部屋・時間（別表）

- 1 使用できる部屋  
広間（板敷き、舞台付）、和室①（○畳）、和室②（○畳）
- 2 使用できる時間（準備・後片付けの時間も含む）  
午前：9時～12時 午後：12時～18時 夜間：18時～22時

#### (4) インターネット等を利用した広報（平成22年3月現在）

町内会・自治会に活動を魅力あるものにするために、自らの情報を発信し、また、他団体の情報を収集することは、とても有用なことだと思います。従前は紙媒体が主流でしたが、昨今はインターネット等で非常に多くの情報を得ることが可能になりました。いくつかの関連した団体等のホームページのアドレスを紹介します。

##### 国、市、区単位の機関

- ★全国自治会連合会 <http://www.city.okayama.jp/shimin/zennjiren/>
- ★川崎市全町内会連合会 <http://kawa-zencho.com/index.htm>
- ★幸区町内会連合会 <http://saiwai-chouren.jp/index.html>
- ★中原区民交流センター「Webなかはらっば」  
<http://nakahara.genki365.net/>
- ★高津区まちづくり協議会「たかつまちねっと」  
[http://takatsumn.org/m1\\_citizen/c20\\_chounaikai/index.html](http://takatsumn.org/m1_citizen/c20_chounaikai/index.html)
- ★宮前区全町内・自治会連合会  
[http://miyamae-cho.jp/mc\\_cgi/contents/mc\\_index.html](http://miyamae-cho.jp/mc_cgi/contents/mc_index.html)
- ★麻生区町会連合会 <http://www.asao-chouren.com/index.htm>
- ★川崎市ホームページ「町内会・自治会のページ」  
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/chounaikai/top>

##### 町内会・自治会

- ★京町1・2丁目町内会 <http://kyoumachi.blogspot.com/>
- ★セソール川崎京町ハイライズ <http://sesohl.eco.to/>
- ★夢見ヶ崎町内会 <http://www.geocities.jp/yumemigasakityounaikai/>
- ★サウザンドシティ自治会 <http://home.netyou.jp/www/city1000/jichikai2008/index.html>
- ★小杉御殿団地管理組合 <http://www.h6.dion.ne.jp/~goten/>
- ★久地第2町会 <http://homepage3.nifty.com/kidslan/kuji2town/index.htm>
- ★下作延中央町内会 <http://www.takatsu-ku.jp/tyounaikai/tyuuou/index.html>
- ★花の台町内会 <http://www.miyazakidai.net/hananodai/index.htm>
- ★稗原団地自治会 <http://hiedan.web.fc2.com/index.htm>
- ★中野島町会 <http://www.geocities.jp/nakanoshimatyoukai/>
- ★鴛鴦沼自治会 <http://homepage2.nifty.com/oshinuma/>
- ★はるひ野町内会 <http://www.town-haruhino.join-us.jp/12.html>

※小杉御殿団地管理組合は自治会とは別団体ですが、町内会・自治会機能を持つ管理組合がホームページを作成する際に参考になるとおられるのでご紹介します。